

令和2年度久留米市各会計歳入歳出決算等審査意見書

(公営企業会計を除く)

第1 審査の対象

- 令和2年度 久留米市一般会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市競輪事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
令和2年度 上記各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書
及び財産に関する調書
令和2年度 久留米市土地開発基金及び久留米市高額療養費支払資金貸付基金の
運用状況

第2 審査の期間

令和3年7月20日から令和3年9月3日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者所管の会計諸帳簿、関係証拠書類及び各部局等から提出された関係書類に基づき、決算係数の照合、確認及び内容の検討を行うとともに関係職員から補足説明を聴取し、次のような事項等について審査した。

- ① 市長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令に準拠した様式によって調製されているか。
- ② 決算の計数は、正確であるか。
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的・合理的になされているか。
- ④ 各運用基金は、設置目的に沿って効率的・合理的に運用されているか。

第4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、法令に規定する様式に準拠し、関係帳簿との計数の符合についても、おおむね適正に作成されていたが、事務処理に不備があり、決算書及び附属書類の記載事項の一部に修正を要するものが見受けられた。

歳入歳出予算の執行状況については、その予算の目的に従い、おおむね適正に執行されていると認めることができるが、不注意による不適切な財務・事務処理により、債権などの調定額の誤り、調定更正漏れ等が見受けられた。また、財産管理事務の一部においても、債権や基金の計上誤りが見受けられた。

決算の概要については、「2 決算の総括」以下、各項目に述べるとおりである。また、これに基づく意見・講評については、「7 審査結果の意見・講評」において述べている。なお、歳入歳出決算の審査資料を、その後に添付しているので、参照されたい。